

温泉センター水芭蕉の施設譲渡等に係る公募型プロポーザル実施に関する質問に対する回答

R8.1.21

No.	質問内容	回答
1	過去の各施設・設備の修繕履歴	別紙①
2	各施設・設備において今後見込まれる大規模修繕工事内容、更新工事内容	別紙②
3	各施設利用に係る特定の協定、契約等の有無 例) 地域利用者割引、団体割引 他	勝山市高齢者等指定保養施設利用助成事業により、65歳以上の市民の方には「勝山温泉センター水芭蕉利用証明書」を送付しています。利用証明書を窓口で提示することにより、100円割り引いています。
4	対象地で新たな建物建築・造成等の計画を進める場合、開発許可関係等。また、必要になる各種許認可項目及び許可権者	造成にあたり一定規模の開発行為を行なう場合には、都市計画法に基づく開発許可が必要になりますが、水芭蕉については、開発行為許可済であり、許可の承継が必要であります（都市計画法第45条）。その他法令については、現段階では、詳細な図面や建築計画概要が不明であるため、具体的に必要となる手続きについてはお答えできません。
5	将来的に、各施設の築年数劣化状況による施設・建物等の解体・撤去は可能かをご教示ください。	温浴施設としての運営を20年（土地を有償貸付の場合は30年）以上行なうことが条件となっています。現施設の改修に国等の補助を受けていますので、建物の解体・撤去が必要となった場合は、必ず事前に市へご相談ください。
6	水芭蕉に施設利用者（客）として訪問しても良いでしょうか。	お客様として館内を見ていただくことは可能です。
7	建設、給排水・入浴設備、高圧を含む電気設備、空調設備等の図面などすべて保有しているのでしょうか。	保有しています。
8	現在の建物を建てた当時のボーリング調査の資料はございますか。	建設当時、調査したかどうかも含め、不明の状況です。R3～R4に源泉掘削工事を行い、その際に地質調査を行いました。その資料は提供が可能です。
9	敷地内の「法定外公共物」約1,000m ² について、どういったものなのかその払下げや賃借にどのくらいの負担が発生するのか、ご説明をお願いします。	法定外公共物の詳細については 別紙③ のとおりです。 事業者様には、 ①占用料（1m ² あたり290円／年間） ②払下げ料金（1m ² あたり2,365円） ③測量・登記に係る経費のご負担が発生します。